別表六（十三）　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

国家戦略特別区域の名称		1					
措法第42条の10第1項各号の該当号		2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
特定事業の内容		3					
資産区分	種類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細目	6					
	取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定事業の用に供した年月日	8	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額 (9)－(10)	11					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 ((11)の合計)	12	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (16)－(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税額控除限度額 $((12)-(13))\times\frac{15}{100}+(13)\times\frac{8}{100}$	14			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	15			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑪」)	23	
	当期税額基準額 $(15)\times\frac{20}{100}$	16			当期繰越税額控除額 (22)－(23)	24	
	当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17					
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑫」)	18		法人税額の特別控除額 (19)又は((19)＋(24))		25	
	当期税額控除額 (17)－(18)	19					

繰越税額控除限度超過額の内訳

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額	当期控除可能額
	26	27
平・・ 平・・	円	円
平・・ 平・・		
計		(22)

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

2　「翌期繰越額(7)－(8)　(9)」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十三)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。